

報道関係者 各位

令和 5 年 10 月 26 日(木)

【照会先】

職業安定部訓練課

課 長 近藤 健一郎

室 長 補 佐 菊池 泰英

(電 話)052-688-5755

### 「令和 5 年度第 1 回愛知県地域職業能力開発促進協議会」 を開催します

～ 愛知県の人材育成計画について協議します ～

1 日時：令和 5 年 11 月 14 日（火）9：30～11：30

2 会場：名古屋広小路ビルディング 14 階会議室  
(名古屋市中区栄 2-3-1)

3 議題（予定）

- (1) 公的職業訓練の実施状況について
- (2) 公的職業訓練の効果検証について
- (3) 令和 6 年度愛知県地域職業訓練実施計画の策定方針（案）について
- (4) その他

4 協議会委員：別添 1 のとおり

5 地域職業能力開発促進協議会について

令和 4 年 10 月 1 日施行の改正「職業能力開発促進法」において法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者（職業訓練等の実施団体、労働者団体、事業主団体、職業紹介事業者、リカレント教育を実施する大学等、学識経験者）の皆様に参画いただき、愛知県における人材ニーズの把握と公的職業訓練コース設定、訓練効果の検証等、職業能力開発・促進の取組について幅広く協議いただきます。

6 取材申込み等について

開催日当日に取材をご希望される報道機関の方は、恐れ入りますが事前に上記照会先までご一報ください。

7 添付資料

別添 1 協議会委員名簿

別添 2 参考条文

別添 3 協議会概要

別添 4 取材要領



## 令和5年度「愛知県地域職業能力開発促進協議会」委員名簿

R5.10.13

所 属	役 職	氏 名
名古屋大学大学院 教育発達科学研究科	教 授	かない あつこ 金 井 篤 子
愛知県経営者協会	会員サービス部担当部長	かじわら ひろし 梶 原 弘 司
名古屋商工会議所	中小企業部部長兼 会員サービスユニット長	ばんの もとひこ 坂 野 元 彦
愛知県中小企業団体中央会	専務理事	ささき やすし 佐々木 靖志
愛知県商工会連合会	専務理事	いとう まさのり 伊 藤 雅 則
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	副事務局長	もり なおみ 森 尚 己
一般社団法人 愛知県専修学校各種学校連合会	副会長	せい みつお 成 光 雄
社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 株式会社ニチイ学館 名古屋東支店	支店長	はやかわ かつひろ 早 川 克 広
愛知県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	いちだ かずひと 市 田 和 仁
日本福祉大学	リカレント教育事業部部長	いのうえ けいこ 井 上 京 子
株式会社パソナ	キャリアアセット事業本部 東海営業 本部 東海営業部長	まぶ ゆういち 間 普 裕 一
中部経済産業局地域経済部 地域振興・人材政策課	課長	あさの てつもと 浅 野 哲 基
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部	支部長	えんどう さとし 遠 藤 聰
愛知県労働局	局 長	おおさき みどり 大 喜 みどり
愛知労働局	局 長	あべ みつる 阿 部 充

【敬称略・順不同】

## 参考条文（職業能力開発促進法）

### （協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようとするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
  - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
  - 三 労働者団体
  - 四 事業主団体
  - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
  - 六 学識経験者
  - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

## 【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

... 主催

## 地域職業能力開発促進協議会の協議事項

## ①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定 ⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた  
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

職業訓練機関等

職業訓練の実施

「地域職業訓練実施  
計画」と実績とのミ  
スマッチの検証

将来的に必要となるスキルも  
含め、地域の詳細な人材ニー  
ズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、  
その他の職業能力開発に関す  
る取組の共有

キャリコンサルティング、リカレント教育等

## ②訓練効果の把握・検証（協議会の下のワーキンググループで実施） ⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ  
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業  
訓練機関

## 取材要領

愛知労働局職業安定部訓練課

### **1 愛知県地域職業能力開発促進協議会の目的**

令和4年3月に改正された職業能力開発促進法15条において、地域職業能力開発促進協議会設置が規定され、同年10月1日に施行となりました。

この協議会では、愛知県内の関係機関に参画いただき、公共職業能力開発施設において実施する職業訓練及び求職者支援訓練（両訓練を合わせて「公的職業訓練」という。）を実施するにあたり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行うことを目的としています。

### **2 開催日時及び開催場所**

令和5年11月14日（火） 午前9時30分～11時30分

名古屋広小路ビルディング14階 愛知労働局広小路庁舎会議室

（住所：名古屋市中区栄2-3-1）

### **3 取材に当たってのお願い**

本協議会開催日当日に会場において取材をご希望される場合は、照会先である愛知労働局職業安定部訓練課（電話：052-688-5755）までご連絡をお願いいたします。

また、取材後、放映あるいは掲載される日等が確定しましたら、照会先へ再度ご連絡いただきますようお願いいたします。